

## 1 議案第55号関係

おいらせ町個人情報保護条例及びおいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

### (1)おいらせ町個人情報保護条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法<u>第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する電子計算機に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法<u>第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する電子計算機に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

### (2)おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法<u>第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、法別表第2に記載する情報照会者が情報提供者に対し、同表に記載する事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合に行う。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法<u>第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、法別表第2に記載する情報照会者が情報提供者に対し、同表に記載する事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合に行う。</p> <p>2 略</p>